

Title	破産管財人の法的地位・序説： 管理機構人格説の再定位と信託的構成との調和
Sub Title	Repositioning legal status of bankruptcy trustee in Japan
Author	岡, 伸浩(Oka, Nobuhiro)
Publisher	慶應義塾大学大学院法務研究科
Publication year	2018
Jtitle	慶應法学 (Keio law journal). No.40 (2018. 2) ,p.23- 59
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	原田國男教授・三上威彦教授・六車明教授退職記念号
Genre	Departmental Bulletin Paper
URL	<a href="https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AA1203413X-20180222-0023">https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AA1203413X-20180222-0023</a>

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

# 破産管財人の法的地位・序説

——管理機構人格説の再定位と信託的構成との調和——

岡 伸 浩

- 第1 はじめに
- 第2 学説の概観
- 第3 管理機構人格説をめぐる考察
- 第4 まとめに代えて

## 第1 はじめに

破産管財人の法的地位をいかに解するか<sup>1)</sup>については、従来から様々な論稿が存在する。また、実務上も破産管財人の善管注意義務違反について判断した最判平成18年12月21日(民集60巻10号3964頁)に端を発し、破産管財人の源泉徴収義務について判断した最判平成23年1月14日(民集65巻1号1頁)、破産管財人による不当利得返還請求権の行使の可否に関して判断した最判平成26年10月28日(民集68巻8号1325頁)などの破産管財人の義務や権能をめぐる、いくつかの最高裁判所の判断が存在する<sup>2)</sup>。これらと相俟って、

---

1) 破産管財人の法的地位をめぐるっては、①破産手続の内部的法律関係の問題、②破産管財人の職務遂行についての指導的理念の問題、③破産管財人の外部者との実体法的法律関係上の地位の問題の3つの局面に分けて論じられている(伊藤眞『破産法・民事再生法〔第3版〕』(有斐閣・2014年)199頁以下、中西正「破産管財人の実体法上の地位」田原睦夫先生古稀・最高裁判事退官記念論文集『現代民事法の実務と理論(下巻)』(金融財政事情研究会・2013年)387頁以下参照)。

今日の通説的見解である管理機構人格説に批判的な立場からの論稿が様々な観点から発表されるなどして<sup>3)</sup>、破産管財人の法的地位に関する議論が再燃しているかの様相を呈している<sup>4)</sup>。

この様な状況を踏まえ、破産管財人の法的地位に関し破産手続における内部的法律関係の問題を対象とし、この問題に関する従来の学説を概観した上でその内容を再考し、今日の通説的見解である管理機構人格説について、これに対する批判を踏まえて検証し再定位を試みることにしたい。加えて、従来は、詳細に分析の対象とされてこなかった感のある法定信託（受託者）説について考察を深め、これを再構成した上で管理機構人格説との調和という観点から新たな位置付けを模索したいと考えている<sup>5)</sup>。本稿は、これら全体の考察における序説として位置付け、従来の破産管財人の法的地位をめぐる議論を概括しつつ管理機構人格説について考察をし、再定位することを目的とするものである<sup>6)</sup>。

---

2) 最判平成 26 年 10 月 28 日をめぐり、破産管財人の法的地位に関する考察を展開する近時の論稿として、山本克己「破産管財人の法的地位と破産財団に属する財産の帰属—最判平成 26 年 10 月 28 日の理解をめぐって」上野泰男先生古稀祝賀論文集『現代民事手続の法理』（弘文堂・2017 年）631 頁以下、杉本和士「破産管財人の法的地位—破産法律関係と実体法律関係の結節点」佐藤鉄男＝中西正編著『倒産処理プレーヤーの役割』（民事法研究会・2017 年）148 頁以下などがある。

3) 今日の通説的見解である管理機構人格説に対する批判的論考として、永島正春「破産管財人の租税法上の地位」園尾隆司＝多比羅誠編『倒産法の判例・実務・改正提言』（弘文堂・2014 年）582 頁以下、籠池信宏「破産管財人の法的地位—通説に対する批判的考察」岡正晶ほか監修『倒産法の最新論点ソリューション』（弘文堂・2013 年）226 頁以下。主に第三者性に関するものとして、山本克己「財団債権・共益債権の債務者—管理機構人格説の検討を兼ねて」田原睦夫先生古稀・最高裁判事退官記念論文集『現代民事法の実務と理論（下巻）』（金融財政事情研究会・2013 年）64 頁以下、中西・前掲注 1）387 頁以下。財団債権の弁済との関係では、松下淳一「財団債権の弁済」民事訴訟雑誌 53 卷（2007 年）44 頁。

4) 伊藤眞「破産管財人の法的地位と第三者性—管理機構人格説の揺らぎ？」岡伸浩ほか編著『破産管財人の財産換価』（商事法務・2015 年）547 頁以下。河崎祐子「『破産管財人論』再考」高橋宏志ほか編『民事手続の現代的使命・伊藤眞先生古稀祝賀論文集』（有斐閣・2015 年）801 頁以下。加々美博久「破産管財人の地位と職務」竹下守夫＝藤田耕三編集代表『破産法大系（1）』（青林書院・2014 年）223 頁以下。

法定信託（受託者）説の再構成に関する議論はその要旨を提示し、詳細は改めて論じたいと考えている。

## 第2 学説の概観

### 1 議論の意義

破産管財人の法的地位をめぐる議論は、破産関係を統一的ないし体系的に把握するための理論構成として破産理論の中核を占める問題と位置付けられ<sup>7)</sup>、財団債権の債務者は誰かという問題と相俟って議論されてきた<sup>8)</sup>。破産理論とは、破産手続における諸問題を統一的に理解し、破産関係に対する認識を体系的に構成すべき根本理論をいう<sup>9)</sup>。

破産管財人の法的地位をめぐる学説の対立は、破産関係を統一的ないし体系

- 
- 5) 会社更生法における更生管財人の法的地位、民事再生法における再生債務者の法的地位をめぐるも同様の議論が存在する。特に会社更生法上の更生管財人の地位を総債権者や株主のために会社財産の管理を委託された公的受託者とする見解として、兼子一ほか『条解会社更生法（上）』（弘文堂・1973年）493頁〔三ヶ月章〕。更生管財人の受託者的地位を指摘するものとして田村諄之輔「更生管財人の受託者的地位について（1）（2）」信託137号（1984年）11頁以下、信託142号（1985年）19頁以下。また、宗田親彦「更生管財人の法的地位と職務」金商719号（1985年）53頁以下。本稿では、破産法上の破産管財人の法的地位を中心に論じ、その対比において必要な限度で会社更生法上の更生管財人や民事再生法上の再生債務者の法的地位といった、他の倒産諸法における法主体の法的性質に触れることとする。民事再生法上の再生債務者については、手続機関であるとする立場が通説と評価し得るものと考えるが、破産管財人と異なり公平誠実義務（民事再生法38条2項）を負う再生債務者の法的地位については、学説上必ずしも解明されているとはいえない。再生債務者が民事再生法においてどのように位置付けられているかを検討し、それとの関係で公平誠実義務の意義を考察する論考として、村田典子「民事再生法上の公平誠実義務と会社役員への影響」神作裕之ほか編『会社裁判にかかる理論の到達点』（商事法務・2014年）635頁以下。
- 6) 本稿の執筆に際しては、伊藤眞教授（東京大学名誉教授）に今日の管理機構人格説の主張内容をはじめ、議論の方向性に関しご指導頂く機会を得た。ここに記して、深く感謝の意を表すものである。なお、もとより当然のことながら本稿の内容および見解は、筆者の責任によるものである。

的に把握するについての理論構成の問題であり、破産関係の個別的事項に関する解釈において結論の差異を導くものは殆どないとの指摘もある<sup>10)</sup>。しかし、この指摘は、破産管財人の法的地位をめぐる考察が、あたかも無意義なものであるとの指摘を含意するものと解すべきではなかろう。法律論において、個別的事項における解釈において結論の差異を導かないことが直ちに議論の意義を

- 7) 水元宏典「破産管財人の法的地位」高木新二郎＝伊藤眞編『講座 倒産の法システム 第2巻』（日本評論社・2010年）37頁以下（特に40頁以下）。もっとも、水元宏典教授は、現行破産法（平成16年6月2日法律第75号）が旧破産法（大正11年4月25日法律第71号）を經由してドイツ破産法を母法とすることから、ドイツ破産法草案（1874年）の理由書に立ち帰り、同理由書においては、いわゆる破産理論の中心には破産請求権論があり、破産管財人の法的地位をめぐる議論は、破産請求権論の中で破産請求権の排他的満足効から派生する問題として論じられており、中心的な問題とはされていない点明らかにする。
- 8) 加藤正治「破産管財人ノ地位ヲ論ズ」『破産法研究第2巻』（巖松堂書店・1917年）145頁以下、山木戸克己『破産法』（青林書院新社・1974年）76頁以下、141頁以下。伊藤・前掲注1）309頁以下。今日の通説的見解である管理機構人格説は、破産管財人に法主体性を認めることと、財団債権の債務者を破産管財人と位置付けることを連続性を持って捉えている。たとえば、伊藤・前掲注1）203、310頁。伊藤・前掲注4）557頁は、「管理機構人格説の帰結として、管理機構としての破産管財人が財団債権の債務者であり、破産財団が責任財産となる」と指摘する。このことにつき、山本克己教授は、「管理機構人格説を採用することは、管理機構たる破産管財人を財団債権の債務者とする必要の必要条件ではあっても（債務者であるためには法人格が必要である）、十分条件ではないように思われる。」とする（山本・前掲注3）70頁）。
- 9) 山木戸・前掲注8）76頁による。
- 10) 山木戸・前掲注8）83頁。伊藤・前掲注4）549頁。これに対して、伊藤眞教授は、同じく管理機構人格説を採用した上で、この認識に対して「……破産手続上の法律関係においても、また外部の第三者との法律関係においても、破産管財人が破産者や破産債権者とは独立の法主体とみなされることを、管理機構人格説の帰結として引き出しているのので、山木戸博士の上記認識とは違いがある。」とする（伊藤・前掲注4）550頁）。本稿もこの指摘に賛成する立場である。なお、伊藤・前掲注4）551頁は、管理機構人格説を支持する側でも、これを批判する側でも、「現実に生起する問題を解決するための基準として、この議論が有効な手段となり得ないことは、ほぼ共通の認識になっている。」とした上で、「その背景には、原理原則から出発して、個別問題解決のあるべき姿を探るという思考が共感を呼ばず、むしろ個別問題に即して、利益考量などの発想によって解決すべきであるとの考え方が有力となっていることがあるかもしれない。」と指摘する。

喪失することにはならない。破産管財人の法的地位をめぐる議論に関していえば、たとえば、財団債権の債務者は誰かといった個別の論点について依拠する学説によって結論を異にすることも評価し得るし、また現に近時の最高裁判所の判例（最判平成26年10月28日民集68巻8号1325頁）においても、破産管財人の法的地位に関連して、破産者の第三者に対する給付に不法原因給付性が認められる場合における破産管財人による不当利得返還請求の可否が問題とされ、管理機構人格説に親和性を有すると評価し得るものがある<sup>11)</sup>。さらに、清算型倒産手続の中核をなす破産手続の遂行を担う破産管財人の法的地位を分析し考察することは、破産管財人と対比して論じられるべき民事再生法上の再生債務者の法的地位、公平誠実義務の内実などの諸問題との対比においても倒産法制の理解のために不可欠の重要論点でもある<sup>12)</sup>。歴史的に展開されてきた破産管財人の法的地位をめぐる学説の対立は、今日、改めてその重要性を認識すべきであり、破産管財人の法的地位をいかに理解するかという問題は倒産法学における理論的重要問題であるといえよう<sup>13)</sup>。

---

11) この点に関する指摘として、伊藤・前掲注4) 552頁以下。特に554頁。ここでは、「最高裁判決は、当該権利が破産者に帰属することとは独立に、破産手続目的実現のための管理処分権が破産管財人に与えられていることを重視しており、独立の法主体性を認める管理機構人格説に親和的なものと理解できる。」と指摘する。

12) この点に関連し、水元宏典教授は、破産管財人の地位をめぐる議論は個別具体的な解釈問題に対して実際上の結論の差異を導くことはほとんどないとの指摘に対して、「しかし、そうであるからといって、この議論が学問的に無価値・無意義であるということにはならない。一定の法律関係・法的问题について統一的・体系的な解明を試み、それを矛盾なく明確に記述することもまた、法律学の正当な役割と考えられるからである」とする（水元・前掲注7) 40頁）。本稿もこの指摘に賛成する。籠池・前掲注3) 229頁は、特に破産管財人の申告納税義務や源泉徴収義務の有無など租税法上の破産管財人の地位が問題とされる場面では、帰属者課税原則のもと権利義務の実体的帰属関係を共通とする租税法律関係の解明を行う上で、破産管財人の法的地位をめぐる議論は、不可欠の前提となる旨を指摘する。

## 2 学説の概観

破産管財人の法的地位をめぐることは、主に以下の学説が主張されている<sup>14)</sup>。

### (1) 職務説

この見解は、破産管財人は裁判所の選任により法律上の職務として破産財団についての管理処分権能を自己の名において行使するとする<sup>15)</sup>。破産管財人として選任された私人や法人があくまでも法主体であり、その職務として、これらの私人や法人に破産法上の権能の行使が認められるとするものである。

職務説は、さらに職務の性質に着眼して、破産管財人が国家の執行機関としてその権限を行使するとする公法上の職務説と、破産管財人は一種の国家事務を委託された私人であるとする私法上の職務説に分かれる<sup>16)</sup>。

#### ① 公法上の職務説

この見解は、破産管財人を破産債権者のための執行機関として位置付ける。破産手続開始決定を包括的差押えと捉える近時の学説と整合的である。また、破産者の財産を換価処分して破産財団を増殖させ、破産債権者に対する配当を実現するという破産管財人の業務は、執行手続と類似性を持つといえる。さらに、国税徴収法が破産管財人を執行機関とする規定（国税徴収法2条13号）を置いていることも根拠として挙げる。

---

13) 管理機構人格説を提唱された山木戸克己博士は、山木戸・前掲注8) 80頁において、「破産関係において広範かつ重要な職務を行なう管財人の法的地位をどのように把握するかは、破産財団の法的性質、否認権の主体、財団債権の債務者その他破産関係における諸事項を統一的に理解すべき破産理論の中心の問題である。」とするが、この点は、近日なお変わらぬ本質的指摘であると考えられる。

14) 伊藤・前掲注1) 199頁以下、三上威彦『倒産法』（信山社・2017年）40頁以下など。

15) わが国の判例は、職務説に立つとされる（中野貞一郎＝道下徹編『基本法コンメンタール破産法〔第2版〕』（日本評論社・1997年）40頁〔池田辰夫〕。大判昭和3年10月19日民集7巻801頁）。

16) 籠池・前掲注3) 243頁は、職務説を妥当であるとしつつ、「『公法上の職務説』、『私法上の職務説』という紋切り型の分類は適切とはいえず、折衷的な理解が妥当であると考えられる。」とする。他にこの議論のもつ有効性を指摘するものとして、水元・前掲注7) 40頁。

しかし、国税徴収法の同規定の意義は、あくまでも交付要求（国税徴収法 82 条 1 項）などの行為をする前提となるという点にあり、この規定の存在を根拠に、破産管財人が破産債権者や破産者に対する関係で一般的に執行機関としての地位を有すると言えるかについては疑問が残る<sup>17)</sup>。また、破産管財人自身に民事執行法上、執行機関に認められる権限が付与されているかといった疑問もある<sup>18)</sup>。具体的には、職務の執行の確保のため執行官自身に付与される威力を用いたり警察上の援助を求めることができる地位は、破産管財人自身には付与されていない（破産法上の引致を命ずることができるのはあくまでも破産裁判所であって破産管財人自身ではない（破産法 38 条参照））。よって、破産管財人を国家の執行機関そのものと理解するのは困難であるといえよう<sup>19)</sup>。以上から公法上の職務説には賛成できない。

## ② 私法上の職務説

この見解は、破産管財人は私人であるが、国家機関たる裁判所からその職務を委託された私人であり<sup>20)</sup>、破産管財人は、裁判所の選任に基づいて国家に対する職務上の義務の履行として、自己の名において法律に認められた破産財団の管理権能を行使する者であると主張する<sup>21)</sup>。また、破産管財人を国家機関たる裁判所からその職務を委託された私人であると捉えることで破産管財人

17) 伊藤・前掲注 1) 201 頁注 43。

18) 伊藤・前掲注 1) 201 頁。

19) 伊藤・前掲注 1) 201 頁。伊藤眞ほか編『条解破産法〔第 2 版〕』（弘文堂・2014 年）575 頁参照。

20) 菊井維大『破産法概要』（弘文堂・1952 年）133 頁は、「破産管財人は、一般執行である裁判上の手続内において、法定権限に基づき職務を遂行して債権者及び債務者の利害を維持することにより、自己の就職により国家に対して生じた公の職務上の義務を果たすものである」とする。また、櫻井孝一「破産管財人の法的地位とその責任」宮脇幸彦＝竹下守夫編『新版 破産・和議法の基礎』（青林書院新社・1982 年）90 頁は、「管財人は、裁判所の選任により、破産手続上、法定権限にもとづいて職務を遂行するものとして、一種の国家事務を委託された私人と解する」とする。井上薫「破産管財人の意義及び地位」判タ 830 号（1994 年）78 頁。

21) 菊井・前掲注 20) 133 頁。なお、山木戸・前掲注 8) 79 頁参照。



の公益的性格を反映する点で優れているとか、破産財団組成財産や破産債権等の帰属換えを前提とせず、破産者・破産財団・破産管財人間の内部的法律関係を破産管財人への管理処分権の移転によって説明する点において破産法の諸規定（破産法 78 条ほか）と整合的であると主張する<sup>22)</sup>。しかし、破産法は、破産管財人として選任された私人に対してではなく、私人を離れた破産管財人自身に破産財団の管理処分権を認めている（破産法 78 条 1 項）。また、双方未履行の双務契約における解除権（破産法 53 条 1 項）、否認権（破産法 173 条 1 項）などの特別の権能の帰属主体は、破産管財人であるとする。さらに、破産管財人が辞任したり（破産規則 23 条 5 項）、あるいは、解任され（破産法 75 条 2 項）、新たな破産管財人が選任されて私人としての破産管財人が交代した場合でも、破産管財人の管理処分権の行使（破産法 78 条 1 項）やその効果については何らの影響が生じない。この様な破産法の規律に照らして考察すると、私人とは別に破産管財人に独立した法主体性を認めるべきであるという批判が妥当すると考える<sup>23)</sup>。また、私法上の職務説は、破産管財人は、破産管財人たる資格に基づいて自己の名において行為する私人であるとするが、破産管財人たることを表示した行為を私人が自己の名においてした行為とするのは法解釈として合理性を欠き、むしろ背理であるとの批判が妥当しよう<sup>24)</sup>。

## (2) 代理説

この見解は、破産管財人は、他人の名において行為する者であり代理人であると理解する。誰の代理人であるかに関する理解の違いから、破産者代理説と破産債権者（債権者団体）代理説に分かれる。

### ① 破産者代理説

この見解は、破産財団所属財産の帰属主体が破産者であることを根拠とした上で、破産管財人を破産者の代理人と位置付ける。

---

22) 籠池・前掲注 3) 233 頁。

23) 伊藤・前掲注 4) 553 頁。

24) 山木戸・前掲注 8) 81 頁。

この見解に対しては、破産管財人は、破産者の代理人として破産財団の管理・換価・配当などを行うものではなく、独立の機関として破産者の意思に反してもその職務を行うものであるといえ<sup>25)</sup>、否認権行使（破産法 173 条 1 項）をはじめとする破産管財人の職務遂行を破産者の代理人として行っているとみることには理論的に無理があり<sup>26)</sup>、合理的根拠を欠くと解する。

## ② 破産債権者（債権者団体）代理説

この見解は、破産手続開始決定によって破産債権者が破産財団所属財産上の差押質権を取得し、破産管財人が差押質権を代理行使すると説明する。

しかし、この見解は、主張の重要な内容として差押質権という概念を用いて構成するが、そもそも差押質権といった制度を有しない日本法の下では、現在支持するものはないと指摘されている<sup>27)</sup>。また、破産管財人は、破産債権者の利益のためにのみその職務を遂行する立場になく、利害関係人全体の利益保護のために存在するといえるから<sup>28)</sup>（破産法 1 条・同 85 条参照）、この見解は、合理性を欠くと考える。

## (3) 破産財団法主体説

この見解は、破産財団自体に法主体性を認め、破産管財人をその代表機関であると位置付ける<sup>29)</sup>。法主体性を有する破産財団とは、現実に破産財団を構成する財産の総和ではなく、法定の範囲の財産を破産債権者の満足に供する組織、機構そのものを意味するとし、個々の財産は破産財団に属し、または属しないと定められる点であくまで客体にとどまるとする。また、法主体としての破産財団に属すべき財産が皆無でも破産手続開始決定があれば破産財団は成立

25) 櫻井・前掲注 20) 89 頁。

26) 伊藤・前掲注 1) 202 頁。

27) 伊藤・前掲注 1) 202 頁、櫻井・前掲注 20) 89 頁。

28) 櫻井・前掲注 20) 89 頁。

29) 兼子一「破産財団の法主体性—目的財産論を背景として—」『民事法研究 I [15 版]』（酒井書店・1965 年）421 頁以下。

するとし、その目的および組織が破産の手続終結によって廃止解消するまでは存続すると説明する<sup>30)</sup>。

さらに、破産財団に法主体性を認める根拠について明文の規定は存在しないものの、破産財団という財産の集合体はいわば暗星的法人として法人格を認めることができると説明する。この見解に対しては、私法の一般法である民法によれば、法人は、民法その他の法律の規定によらなければ成立しないところ（法人法定主義・民法33条）、実定法上、破産財団に法人格を認める規定を欠いているという批判が存在する<sup>31)</sup>。しかし、もともと破産財団法主体説は、破産財団の法主体性について、破産法をはじめとする法令上の根拠を直接見出せなくとも法人格を認めることを妨げないとするという主張であるから、破産財団法主体説に対する批判にはあたらないであろう<sup>32)</sup>。すなわち、破産財団法主体説については、むしろ破産法自体には破産財団の法主体性を直接定める明文の規定が存在しないとした上で、破産法は、「暗星的」にであっても破産財団に法主体性を認める趣旨ではないといえるか否かという点を考察する必要があるといえよう。かかる観点から破産法を概観すると、破産法35条は、法人が破産法以外の他の法律の規定（一般法人法148条6号、202条1項5号、会社法471条5号、641条6号等）によって破産手続開始決定を受けて解散した場合、または、解散した法人について破産手続開始の決定がされた場合（破産法19条5項）、それによって直ちに当該法人の法人格が消滅するのではなく、破産手続による清算の目的の範囲内で法人格が存続するものとみなすと定めている。この破産法35条は破産法以外の他の法律の規定によって破産手続開始決定がされた法人についてのみなし規定であるが、これは破産法によって破産手続開

---

30) 山木戸・前掲注8) 80頁、中田淳一『破産法・和議法』（有斐閣・1959年）179、183頁。

31) 垣内秀介「破産管財人の地位と権限」山本克己＝山本和彦＝瀬戸英雄編『新破産法の理論と実務』（判例タイムズ社・2008年）142頁。

32) 兼子・前掲注29) 468頁は、「破産財団の主体性を承認するには、先ず財団の法人格は法の明示的な付与を俟たずしても存し得ることが肯定されなければならない。」として、実定法上の明文規定を欠くことを前提として破産財団法主体説を展開している。

始決定がなされた場合でも、当該法人は、破産手続による清算の目的の範囲内において破産手続が終了するまでは存続するという理解を前提とする。このことからすれば、破産手続中の当該法人以外の破産財団自体に法人格を認める意義も、また根拠も見出し難いと言わざるを得ない。

さらに、破産法 80 条は、破産手続開始決定によって破産財団に属する財産の管理処分権が破産管財人に専属することに伴い（破産法 78 条 1 項）、破産財団に関する訴訟について破産管財人に当事者適格を認めたものであり、法定訴訟担当の一場面である<sup>33)</sup>。破産財団法主体説は、破産法 80 条について破産財団の機関たる破産管財人資格が形式上当事者となることを意味し、実質的には破産財団に関する訴訟は破産財団が当事者となると説明するが、この様な理解は同条の「破産管財人を」という文言から明らかに乖離するといえよう<sup>34)</sup>。

この様に破産法 35 条や同 80 条の存在に照らし、破産法は破産財団に法人格を認めない趣旨であると解するのが合理的であり、破産法自体が、たとえ「暗星的」にであっても破産財団の法主体性を肯定する趣旨であると理解することは困難であるといえよう<sup>35)</sup>。むしろ、破産財団に属する個々の財産は、配当の原資となる破産管財人の管理処分権の客体であると解するのが合理的かつ自然であり、実務的な感覚にも合致する<sup>36)</sup>。

#### (4) 法定信託（受託者）説

この見解は、破産者を委託者、破産管財人を受託者、破産債権者を受益者とする法定信託の成立を認めて破産管財人の法的地位を説明する<sup>37)</sup>。すなわち、

---

33) 竹下守夫ほか編『大コンメンタル破産法』342頁〔田原陸夫〕、伊藤ほか編・前掲注19) 641頁、田原陸夫＝山本和彦監修『注釈破産法（上）』（金融財政事情研究会・2015年）573頁〔山田尚武〕。

34) 兼子・前掲注29) 472頁は、旧破産法162条につき、破産管財人個人がその名をもって当事者となるのではなく、破産財団の機関たる破産管財人資格が形式上当事者となることを意味し、これは実質上破産財団そのものが当事者であることを意味すると理解する。

35) 垣内・前掲注31) 142頁。

36) 山木戸・前掲注8) 81頁。

裁判上の倒産手続の開始の裁判があると一定の管理機構が設置され、破産手続開始と同時に債務者の財産の管理処分権は債務者の手を離れ破産管財人がこれを取得するが（破産法78条1項）、これは法律の規定に基づき裁判所の裁判によって、破産者を委託者、破産管財人を受託者、破産債権者を受益者<sup>38)</sup>として設定される法定信託関係であると説明するのである<sup>39)</sup>。

この見解に対しては、破産財団所属の権利義務が破産者から破産管財人に信託的に移転するとみることが困難であるとか、法定信託の成立に関する明文の根拠を欠くといった批判がある<sup>40)</sup>。そこで、以下では、これらの批判の当否について考察する。

---

37) 霜島甲一『倒産法体系』（勁草書房・1990年）44頁以下、特に54頁。加藤哲夫『破産法〔第6版〕』（弘文堂・2012年）78頁、中野＝道下編・前掲注15）40頁〔池田辰夫〕、中島弘雅『体系倒産法Ⅰ〔破産・特別清算〕』（中央経済社・2007年）95頁。なお、小林秀之『新 破産から民法がみえる』（日本評論社・2006年）102頁から103頁は、「破産財団法主体説（破産管財人代表説）や管理機構人格説では、破産財団の所有権が破産財団あるいは破産管財人に移っているとの誤解を招きかねない点では、最近の法定信託説の方がこの点でもまさっているとと言える。」と指摘する。

38) なお、破産財団法主体説も破産債権者が破産財団の目的たる破産的清算のための管理の受益者であるとの理解を示す（兼子・前掲注29）473頁）。

39) 霜島・前掲注37）44頁。なお、同書は、「破産管財人・更生管財人の地位は、私的整理における受託者としての委員長の地位に対応する。」と指摘する。中野＝道下編・前掲注15）40頁〔池田辰夫〕は、「……端的に受託者 trustee と捉えたほうが、破産や会社更生のみならず、私的整理における債権者委員長の地位とも統一的な構成がとれるものと考えている。」とする。なお、池田辰夫『債権者代位訴訟の構造』（信山社出版・1995年）223頁以下。加藤・前掲注37）79頁は、「破産管財人は手続上権利・義務の主体として自己の名で行動するが、実質的には第三者のために他人の財産を管理するといったその特質を直截に把握できる点に、この見解の大きな効用があると考えられる。」と評価する。また、中島・前掲注37）96頁は、「どの見解をとるかで、解釈上、実際的な差異が生じてくるわけではない。」と指摘した上で、「破産財団法主体説（破産管財人代表説）や管理機構人格説、破産団体説では、財団帰属財産の所有権が破産財団や破産管財人、破産団体に移転するかのような印象を与えかねないのに対し、信託説の場合には、信託財産が受託者（管財人等）の責任財産を構成しないことが明確なので（旧信託16条、新信託25条1項）、その点で……法定信託説の方がまさっているとさえなくもない。」とする。

40) 伊藤・前掲注1）203頁。

### ① 信託的移転という視点について

前者の批判については、そこにいう「信託的移転」の意味内容が必ずしも明確ではないものの、破産者から破産管財人に対して信託を根拠あるいは媒介とする目的財産の移転と理解することができる。現在の通説である管理機構人格説によれば、破産管財人は破産財団所属財産についての管理処分権（破産法78条1項）を有しつつも、破産手続開始決定後も破産財団所属財産は破産者に帰属すると理解する<sup>41)</sup>。この様に管理機構人格説は、破産財団所属財産について破産者から破産管財人に対する「移転」を含意していない以上、管理機構人格説を前提とすれば、破産財団所属財産が破産者から信託を根拠あるいは媒介として、破産管財人に「移転する」と理解することは困難であるといえよう。もっとも、今日の信託法上の信託は、もともと目的たる財産権の移転を不可欠の要素としているとはいえない。すなわち、現行信託法は、信託について定義規定を設け、「この法律において『信託』とは、次条各号に掲げる方法のいずれかにより、特定の者が一定の目的（専らその者の利益を図る目的を除く。同条において同じ。）に従い財産の管理又は処分及びその他の当該目的の達成のために必要な行為をすべきものとするをいう」と定め（信託法2条1項）、さらに、「信託は、委託者となるべき者と受託者となるべき者との間の信託契約の締結によってその効力を生ずる」と規定する（信託法4条1項）。これらの規定振りから明らかなおり現行信託法は、信託契約を諾成契約として構成し、財産権の移転なくして信託の効力を生ずるという態度を採用することは明白であると指摘されている<sup>42)</sup>。よって、現行信託法は信託の成立に信託の目的財産の移転を求めておらず、信託に該当するか否かのメルクマールとして目的物の信託的移転を不可欠としていないものと解される。この様に現行信託法が定義

41) 伊藤・前掲注1) 203頁。

42) 新井誠『信託法〔第4版〕』（有斐閣・2014年）59頁の指摘による。もっとも、新井誠教授は、この様な現行信託法の立法態度に対して、「私見によれば、伝統的見解を維持し、信託に原則として要物契約性を有せしめ、例外として現代の実務のニーズへの対応として諾成契約性をも認めるとすべきである。この例外の場合には、成立時期と効力発生時期とに分かつのを原則とすべきであろう。」とする（同書124、125頁）。

した信託概念に照らして考察すると、信託の成立に目的たる財産権の「移転」は不可欠とはいえないこととなり、従来から法定信託（受託者）説に対して加えられてきた破産財団所属の権利義務の信託的移転を欠くとの批判は、「移転」の有無という限度では、今日ではもはや合理的な批判であるとは言い難いものとする。さらに、「移転」にこだわらず信託の観点を取り込む余地が生じたことで、管理機構人格説に立脚しつつも、破産管財人の法的地位について信託的構成を受け容れる余地も生じるものと指摘することができよう。

## ② 明文の規定を欠くとの批判について

次に、後者の批判である法定信託と解する明文の規定を欠くという点については、次のように考える。すなわち、信託法2条1項が「『信託』とは、次条各号のいずれかにより……」と定め、これを受けた信託法3条が「信託は、次に掲げる方法のいずれかによってする」と限定した上で、信託の成立を、信託契約の締結による場合（信託法3条1号）、遺言による場合（遺言信託。信託法3条2号）、公正証書等による場合（自己信託。信託法3条3号）の3つの場合に限っている。かかる規定からは、仮に破産管財人の法的地位を現行信託法上の信託そのものと解すれば、破産管財人はいずれの場合にも直接該当しないことから信託法における信託そのものとはいえないと言わざるを得ないであろう<sup>43)</sup>。その意味で、この限度では上記批判は妥当であると解される。しかし、法定信託（受託者）説は、破産裁判所が関与し、破産管財人に破産財団所属財産についての管理処分権を付与（破産法78条1項）した点に法定信託を求めており、信託法に根拠を置く信託法上の信託そのものと捉えているわけではない。現に法定信託（受託者）説を提唱する霜島甲一教授は、「管財人の地位の信託的構成」という項目の中で、管財人の地位を、債務者を信託者として債権者を受益者とする財産整理を目的とする信託関係を基礎として理解している。さらにこの関係の設定者が、信託法の信託の場合は委託者<sup>44)</sup>であるのに対して、破産

43) もっとも、信託契約の締結による場合（信託法3条1号）に関して、今日、一定の要件の下で明確な信託契約の存在が認められない場合でも信託の成立を肯定する余地を認めたものと解される最判平成14年1月17日（民集56巻1号20頁）が存在する。

の場合は裁判所である点で、一般の信託とは異なるが、管財人が破産者の財産関係を債権者その他の利害関係人（受益者）のために、自己の固有財産関係と分別しながら自己の名で管理処分するという点で受託者の一種であると説明する（傍線は筆者による。以下、同様）<sup>45)</sup>。つまり、従来から主張されている法定信託（受託者）説は、もともと「一般の信託とは異なる」ことを前提にしている。法定信託（受託者）説は、破産管財人に法律上、信託の設定そのものを認める立場というよりは、「一般の信託とは異なる」ことを前提にした上で、破産管財人が破産者の財産を自己の財産と分別しつつ、破産管財人の名で管理する点（分別管理）、および、これが債権者その他の利害関係人のためである点に受託者の一種であるとして信託法上の受託者の地位との類似性を見出す立場であるということができるのである。この様に解すると法定信託（受託者）説とは、信託法上の信託（信託法2条1項）とは異なることを前提に、破産法の構築した破産管財人を中心とする破産法律関係と信託法上の信託との類似性に着目して破産管財人を一種の受託者的地位にあると理解する見解であるといえる。この様な理解をするにあたっては、明文の規定を欠くことはさほど障害にはならないと考えられよう。

### ③ 法定信託（受託者）説の再構成

さらに筆者は、この法定信託（受託者）説を信託法理の見地から一層分析し、理解するべきであると考え。すなわち、破産法は、委託者が一定の信頼を以て受託者に依存し、当該信頼に基づき一定の裁量を認められた受託者が受託業務を遂行し、受益者に利益を配分するという信託法理の基本構造を受け容れ、これに破産法の目的（破産法1条）を実現するために一定の変容をした上で、信託をめぐる法主体と類似の関係として破産者を委託者的地位、破産管財人を受託者的地位、破産債権者を受益者的地位に置いた破産法律関係を構築していると理解することが可能である。

破産者（破産手続開始申立時の債務者）は、破産手続開始申立ての時点で、破

44) 霜島・前掲注37) 54頁は、「信託者」と表記する。

45) 霜島・前掲注37) 54頁参照。



産管財人に自らの財産の管理処分権を委ね（破産法 78 条 1 項）、破産管財人は、配当財源としての破産財団を形成し、これを総債権者に対して配当する。このことを破産者の側から見れば、破産手続開始申立て行為には、破産者が破産管財人に自らの財産の管理処分権を委ね（破産法 78 条 1 項）、破産法が構築した破産法律関係を利用し、総債権者に対して適正かつ公平に配当を実現し清算する利益、個人であれば経済的再起更生の機会を確保するという利益（破産法 1 条参照）を実現するという意思を見い出すことが可能であるといえる。

この破産者（債務者）の破産手続開始申立て行為によって破産手続を利用する意思には、破産管財人という法主体を信頼し、これに対して自己の財産の管理処分権を委ね、上記の利益を得る点において委託者の信託設定意思ひいては信認関係（fiduciary relation）と類似の関係を見い出すことができると考える<sup>46)</sup>。

従来、法定信託（受託者）説は、後に考察する管理機構人格説と対立する見解として、いわば並列的に位置付けられてきた。しかし、本稿のように理解すれば、両説は、互いに排斥し合う関係に立つものではないと理解することが可能となろう。破産管財人には、その受託者的地位の前提として、信託を受ける法主体である破産財団の管理機構として、私人とは別個の法主体性を肯定すべきである。この点で管理機構人格説は、信託法理からも、その妥当性を見い出すことが可能となり、破産管財人の受託者的地位と調和して理解されるべきであると考えられる。こうした理解については、別稿においてさらに詳細に検討を加えることとしたい。

---

46) もっとも、法の継受という視点からは、信託の発想を持たないドイツ法を継受した現行破産法は信認関係法理（fiduciary relation）に基づく信託法理そのものを継受したと評価することは困難であろう。この点、垣内・前掲注 31）143 頁は、「信託法理が十分に定着する以前に確立された母法を比較的忠実に継受し、その枠組みをなお維持している現行法の理解としては、破産法は、こうした信認関係を規律するために、管理処分権のみの移転というやや特異な法技術を用いている、と説明するのが穏当であろう。」と指摘する。この様な視点から本稿は、ことさら法の継受という観点を強調するものではない。

## (5) 破産団体代表説

この見解は、破産管財人は、破産者および破産債権者から構成される権利能力なき社団である破産団体の代表機関であると説明する<sup>47)</sup>。すなわち、破産手続上の配当によって破産債権者に帰属するに至る破産者の財産は、破産手続開始決定によって直接破産債権者に帰属するのではなく、破産手続における換価を経て割合的な配当金と化して破産債権者に帰属するのであるから、所有権は破産手続という経過的な状態を経て、配当金に化して移転するとし、この過渡的な所有権の実態が破産手続中の権利の実態であり、これは破産者から破産債権者に移転する間の浮動的な所有権であると説明する<sup>48)</sup>。この浮動的な所有権は、破産者、破産債権者、破産管財人のいずれかのみには帰属するものではなく、破産者と破産債権者に分属し、この浮動的持分を有する破産者と破産債権者とが破産的清算目的のために団体（権利能力なき社団）を構成すると説明し、これを破産団体と称し<sup>49)</sup>、破産管財人は、破産団体の代表機関であると位置付ける<sup>50)</sup>。しかし、破産者と破産債権者という類型的に利害を異にする者を破産団体という同一団体の構成員として併置する構成が適切か、さらに破産手続開始により破産債権者が破産財産に対する浮動的所有権を取得するといった法律構成が妥当かといった点で疑問がある<sup>51)</sup>。

47) 宗田親彦「破産団体理論」『破産法研究』（慶應通信・1995年）376頁以下。

48) 宗田・前掲注47) 392頁。

49) 宗田・前掲注47) 393頁。

50) 宗田・前掲注47) 396頁、398頁。なお、破産管財人の第三者性と呼ばれる問題について同書399頁は、「破産団体は、……破産者および債権者とはそれぞれ異なる法主体であるが、そこで破産宣告（筆者注 現・破産手続開始決定）前に破産者と一定の法律関係を有していたものとの関係でも、破産団体が破産者とは別の法人格であるとするれば、新たに法律関係に入った第三者ということができ」として、民法94条2項、同96条3項、同545条1項但書の第三者に該当すると解することができるとする。この場合の善意・悪意は、「破産管財人について判断すべきである。」とし、「これが破産団体を独立の法主体と認めるための帰結である。」とする。

51) 垣内・前掲注31) 142頁。

(6) 管理機構人格説<sup>52)</sup>

この見解は、財産の集合体としての破産財団に法主体性を認め破産管財人その代表者とするのではなく、むしろ破産財団について管理処分権を行使する管理機構たる破産管財人自身に法主体（法的人格者）性<sup>53)</sup>を認める考え方である<sup>54)</sup>。現在の通説の見解であるといえる<sup>55)</sup>。私法上の職務説との対比という観点からは、私法上の職務説が私人としての破産管財人に焦点をあてるのに対して、管理機構人格説は、私人とは別個の管理機構としての破産管財人に独立した法主体性を肯定すべき点を強調する。なお、破産法が明文をもって破産管財人に破産財団所属財産の管理処分権を付与する以上（破産法78条1項）、私法上の職務説も破産管財人の法主体性を否定するものではないと解される<sup>56)</sup>。

管理機構人格説は、破産管財人を破産財団の管理機構としての破産管財人とその担当者としての破産管財人に分け、管理機構としての破産管財人に破産財団の管理処分権を専有する法主体（法的人格者）たる地位を認める<sup>57)</sup>。すなわち、管理機構人格説を提唱する山木戸克己博士は、「破産財団の管理機構としての管財人は破産財団の管理処分権の帰属する法主体（法的人格者）である」とし、「管財人の概念に破産財団の管理機構とその担当者（Träger）の二つの意義を認め」、「破産財団は独立性を有するが、管理機構としての管財人の法主体

52) 山木戸・前掲注8) 76頁以下。伊藤・前掲注1) 203頁。なお、前掲注9) 参照。

53) 後に詳述するが、あらかじめ管理機構人格説のいう「法主体性」の内実について確認しておく必要がある。一般に法主体という場合、権利義務の帰属主体としての法人格を意味するが、破産管財人が有するのは、破産財団の管理処分権のみである（破産法78条1項）。よって、管理処分権という権能が帰属するという意味での法主体性であり、一般の法人格そのものとは区別すべきと解する。

54) 伊藤・前掲注1) 203頁。

55) 伊藤・前掲注1) 203頁。水元・前掲注7) 37頁は、伊藤真教授の見解をもって通説といえることができると指摘する。

56) 籠池・前掲注3) 233頁は、管理機構人格説と職務説の異同について、「両説は、破産財団自体に法主体性を認めず、破産管財人を、破産実体法上の権能を自ら能動的に行使する、破産者や破産債権者から独立した法主体として位置付ける点においては共通している。」と分析する。なお、後掲注60) 参照。

57) 櫻井・前掲注20) 90頁。

性は、むしろ包括執行である破産手続の構造に基づく」と説明する<sup>58)</sup>。この見解は、破産者や破産債権者から独立して、破産法律関係の法主体（法的人格者）となり、破産実体法上の各種の権能を行使する主体として破産管財人を位置付け、選任される私人とは別の破産財団の管理機構たる破産管財人に独立した法主体性を認めるところに特徴がある<sup>59)</sup>。管理機構人格説は、破産手続開始決定によって破産者の有する財産は破産財団を組成し、破産管財人が破産的清算の目的のためにこれを管理処分するもの（破産法 78 条 1 項）、破産財団を組成する財産は、破産手続開始決定があっても破産者に帰属し、その管理処分権が裁判所によって破産管財人に付与されると説明する<sup>60)</sup>。

管理機構人格説は、私人とは別に破産管財人に独立した法主体性を認める点で私法上の職務説と異なる<sup>61)</sup>。さらに、破産財団法主体説との関係については、破産財団法主体説が法主体性を認める破産財団を組成する個々の財産（またはその集合体）は権利の客体であり、法人たる破産財団は破産者の責任財産が破産法の定める管理機構のもとに置かれている形態をさすとして、そこでの法人すなわち法律関係の帰属点としての破産財団は管理機構そのものを意味するとした上で、私法上の職務説や破産財団法主体説を分析し<sup>62)</sup>、私法上の職務説も破産財団法主体説も、結局、管理機構としての破産管財人の法主体性を

58) 山木戸・前掲注 8) 80、83 頁。

59) 伊藤・前掲注 1) 203 頁。

60) 山木戸・前掲注 8) 81 頁。

61) 山木戸・前掲注 8) 80 頁、櫻井・前掲注 20) 91 頁。なお、谷口安平『倒産処理法』（筑摩書房・1976 年）61 頁は、「管理の機構そのものを直視してこれに法主体性を認めるのがその独立的性格にもっとも忠実な理解であり、また破産管財人と更生管財人の性格を統一的に理解する上でも有意義であると考え。」とした上で、結局、この考え方は「従来のいわゆる職務説に近いアプローチである。」とする。なお、管理機構人格説と職務説の異同について、籠池・前掲注 3) 226 頁以下（特に 233 頁）は、職務説の立場から、職務説は、破産管財人自身に私人とは別の法人格を認めないのに対して、管理機構人格説は、管理機構たる破産管財人に私人とは別の法人格を認める点で両説は異なると分析する。この様な指摘から、管理機構人格説のいうところの破産管財人の法人格ないし法主体性の内実について従来から「法人格」と「法主体性」は区別された意味内容を持つ概念として用いられているものかについて再考する必要があると考える。

認めうるものとして管理機構人格説に帰一するものとしている<sup>63)</sup>。

破産法が破産管財人に破産財団の管理処分権を専有させ（破産法 78 条 1 項）、破産財団に関する訴えにつき破産管財人に当事者適格を認め<sup>64)</sup>（破産法 80 条）、否認権行使の主体として破産管財人を位置付けていること（破産法 173 条）、双方未履行の双務契約における履行と解除の選択権（破産法 53 条）といった重要な特別の権能を与えていることに照らせば、破産管財人に法主体性を認めることと整合的であるといえ、管理機構人格説によればこれらの破産法上の法律関係を合理的に説明しようとする<sup>65)</sup>。さらに管理機構人格説によれば、破産財団所属の財産は破産者に帰属し、破産債権の債務者は破産者となり、財団債権については、管理機構としての破産管財人が債務者となるとするが<sup>66)</sup>、このうち財団債権の債務者は誰かという問題については後に改めて考察することとする。

---

62) 山木戸・前掲注 8) 81 頁。この様に山木戸克己博士の提唱にかかる管理機構人格説が、破産財団に法主体性を認め破産管財人をその代表者とする破産財団代表説（破産財団法主体説）から出発していた点について、河崎・前掲注 4) 809 頁は、「破産財団代表説における主客を逆転させた」とし、「破産財団代表説の考え方の枠組みをそのまま承継しつつ、『破産財団の管理機構としての管財人は破産財団の管理処分権の帰属する法主体（法的人格者）である』と解する。」と説明する。

63) 山木戸・前掲注 8) 81 頁。

64) 山木戸・前掲注 8) 82 頁は、この点について旧破産法 162 条を指摘した上で、「管理機構人格説によれば、管財人は法人であるから当然に当事者能力を有する。」と指摘する。

65) 伊藤・前掲注 1) 203 頁。同書は、会社更生の管財人も更生会社の継続事業価値を維持・配分するための管理機構として、独立の法人格が認められるべきであるとして、民事再生における管財人（民事再生法 64 条）も同様に考えられるとする。

66) 伊藤・前掲注 1) 203 頁は、管理機構としての破産管財人に法主体性を認める考え方を財団債権についても当てはめると、管理機構としての破産管財人が財団債権の債務者になるとする。

### 第3 管理機構人格説をめぐる考察

#### 1 はじめに

以上の学説の検討から明らかなおと、本稿は基本的には管理機構人格説が破産法と最も適合的であり合理性を有すると考え、管理機構人格説を基本的な視座として破産管財人の法的地位を捉えるべきであると解する<sup>67)</sup>。ところで、管理機構人格説に対しては、近時、いくつかの疑問が提起されるに至り、これらの疑問に対して、管理機構人格説の立場から再反論がなされている状況にある<sup>68)</sup>。そこで、以下では、現在の管理機構人格説をめぐるこれらの批判を契機に批判の当否を考察することを通じて、管理機構人格説について再考することとしたい。

#### 2 管理機構人格説に対する批判と反論

管理機構人格説に対する批判は、明文の規定がないにもかかわらず、私人とは別に破産管財人に法人格を認めることは妥当でないという点にある<sup>69)</sup>。かかる批判は、法人格ないし法主体性を認めることにつき、明文の規定が存在しないという批判の当否の問題と、ここにいう法人格ないし法主体性の内実は何

67) さらに、本稿は、後に従来の法定信託（受託者）説を再構成した上で、管理機構人格説と調和的に理解し、管理機構人格説の正当化根拠の一つとして法定信託（受託者）説を位置付けることを提唱するものである。

68) 山本・前掲注3) 64頁以下、永島・前掲注3) 582頁以下、籠池・前掲注3) 226頁以下。これに対する管理機構人格説の立場からの再反論として、伊藤・前掲注4) 547頁以下。

69) 伊藤・前掲注1) 203頁は、「破産債権者や破産者から独立して、破産法律関係の主体となり、破産実体法上の各種の権能を行使する主体として破産管財人を位置づける点では、私法上の職務説に近似するが、選任される私人とは独立に破産財団の管理機構たる破産管財人そのものに法主体性を認めるところに特徴がある」とする。また、籠池・前掲注3) 233頁は、私法上の職務説と管理機構人格説は、破産管財人に法主体性を認める点で共通するが、管理機構人格説は破産管財人に私人とは別の法人格を認めるのに対して、私法上の職務説はこれを認めない点で、両者は異なると指摘する（この点につき前掲注61) 参照）。

か、という問題の2つに分けて考察すべきである。

(1) 明文の規定が存在しないこと

まず、管理機構人格説が破産管財人に対して法人格を認めることについて明文の規定が欠如するという批判については、もともと管理機構人格説の生成過程に着目すると破産財団法主体説との関係性や影響を無視することはできず、そこでは、破産管財人に法人格ないし法主体性を肯定することについて、明文の規定なき場面であっても法主体性を認め得ることが前提とされていたといえる<sup>70)</sup>。すなわち、元来、管理機構人格説は、破産財団法主体説が（明文の規定なく）破産財団に法主体性を認めており、破産管財人に法主体性を認める根拠としては破産財団法主体説によって説かれているところを「援用」するとしている<sup>71)</sup>。この様に管理機構人格説は破産管財人に私人とは別個の独立した法主体性を認める根拠に破産財団法主体説における議論を援用しており、破産財団法主体説は、もともと明文規定が存在しないことを前提とした上で、明文がなくても法主体性を認めるに差し支えないとの認識をもとに展開しているのである。そうだとすれば、法人格ないし法主体性を認めるについて明文の規定のないことは学説としての特質ともいべきものであり、根本的な批判足り得ないと言わざるを得ない。

(2) 管理機構人格説のいう法人格ないし法主体性の内実

次に問題となるのは、管理機構人格説の解く破産管財人の法人格ないし法主体性とは何かという点であり、ここでは管理機構人格説が破産管財人に認める法主体性、あるいは、法人格の内実を明らかにする必要がある。

一般に法主体という場合、法律上の主体であり何らかの権利や義務もしくはは権能といったものが帰属する存在を広く意味するものと解される。これに対して、法人格とは、権利義務の帰属主体としての地位または資格をいい<sup>72)</sup>、単

70) 山木戸・前掲注8) 82頁以下。

71) 山木戸・前掲注8) 82頁。

に法主体という場合に比べて厳格な法律上の概念として理解される（民法3条1項参照）。

ところで、破産管財人は、破産手続開始決定後に破産財団に属する財産の管理処分権を専有するものの（破産法78条1項）、管理機構人格説によれば、破産財団所属財産は依然として破産者に帰属することになる<sup>73)</sup>。また、破産法は、破産管財人に対して否認権（破産法160条以下）や双方未履行の双務契約における履行と解除の選択権（破産法53条）等の特別の権能を付与している。この点については、管理機構人格説は、破産債権の債務者は破産者であるが、財団債権については管理機構としての破産管財人が債務者となると解している<sup>74)</sup>。以上の理解からすれば、管理機構人格説が破産管財人に認める法人格ないし法主体性とは、破産財団所属財産の管理処分権は破産管財人に帰属しつつも、当該財産そのものは破産者に帰属するという点で、一般的な法人格概念とは異なる概念であるといえ、法人格というよりは法主体性と呼ぶことがより内実在即しているものと評価できよう<sup>75)</sup>。現に、管理機構人格説を提唱する山木戸克己博士は、その体系書の中で「破産財団の管理機構としての管財人は破産財団の管理処分権の帰属する法主体（法的人格者）である」とし、「法主体

72) 我妻榮『新訂民法総則』（岩波書店・1965年）43頁。

73) 伊藤眞「破産者代理人（破産手続開始申立代理人）の地位と責任—『破産管財人に対する不法行為』とは何か。補論としてのDIP型破産手続」事業再生と債権管理155号（2017年）5頁。

74) 伊藤・前掲注1）203頁。

75) このことにつき山本・前掲注3）64頁以下は、管理機構人格説が財団債権の債務者を破産管財人とする一方で、破産財団所属財産は破産者に帰属するとすることについて、「その結果、債務の帰属主体と責任財産の帰属主体とが分離してしまい、管理機構たる破産管財人について、『債務は負担するが、その引当財産をおよそ有しえない法主体』という特異な概念形成が行われている。」とし、「このようなものが果たして『法主体』と呼ぶに値するか、大いに疑問であるというべきであろう。」とする（同70頁）。さらに、「管理機構である破産管財人が財団債権の債務者であることを否定する場合には、債務と責任の帰属の分離という問題は生じないが、管理処分権（に加えて、双方未履行双務契約の選択権や否認権）しか帰属せず、所有権や債権等の財産権（実質権）が帰属しない法主体という点で、特異な概念形成が行われていることに変わりはない。」（同72頁注10）とする。



（法的人格者）」という表現を用いており、特に「法主体」と区別した「法人格」との用語を用いていない<sup>76)</sup>。

さらに、管理機構人格説を採用するとされる谷口安平教授は、その著書の中で、破産管財人・更生管財人は、財産関係の清算・企業の再建の目的達成のために倒産者・債権者・その他の関係人の個々の利害から中立の立場に立つ独立の管理機構を意味し、同時にその管理機構を構成する自然人、または法人（更生管財人の場合）を意味するとした上で、「この管理機構はそれ自体権利義務の帰属点ではなく、倒産者に帰属する財産につき一定方向に目的づけられた管理処分権（会社更生ではこれが経営権としても発現する）を有するにすぎない。そのかぎりにおいて一つの法的主体ではあるが、それ自身対象たる財産の帰属主体となるわけではない。」として、管理機構としての破産管財人の持つ法主体性の内実が財産の帰属主体としての地位（法人格）と異なるものであることを明らかにしている<sup>77)</sup>。加えて、「管理の機構そのものを直視してこれに法主体性を認めるのがその独立的性格に最も忠実な理解であり、また破産管財人と更生管財人の性格を統一的に理解する上でも有意義であると考える」としている<sup>78)</sup>。

また、通説と位置付けられている伊藤眞教授による見解は、管理機構人格説に関して、「この考え方によれば、破産財団所属財産は破産者に帰属し、また破産債権の債務者は破産者であるが、それらについての管理処分権は破産管財人に帰属し、また、財団債権については、管理機構としての破産管財人が債務者となる。さらに、法が破産管財人について認める特別の権能、すなわち否認権や双方未履行双務契約についての解除権も、管理機構としての破産管財人に帰属する」と説明している<sup>79)</sup>。

---

76) 山木戸・前掲注8) 80頁以下。

77) 谷口・前掲注61) 60頁。

78) 谷口・前掲注61) 61頁では、「結局、この考え方は従来のいわゆる職務説に近いアプローチである。」として山木戸・前掲注8) 80頁以下に示唆を受けたとする。

79) 伊藤・前掲注1) 203頁。

この様に管理機構人格説が提唱する破産管財人の有する法人格ないし法主体性に関する記述を考察することで明らかとなるのは、管理機構人格説が破産管財人に認める法人格ないし法主体性の内実は、①破産財団所属財産の管理処分権（破産法 78 条 1 項）、②否認権（破産法 160 条以下）や双方未履行双務契約についての解除権（破産法 53 条）といった特別の権能、③財団債権の債務者としての地位であると分析することができると思う。このうち、①、②は、破産法の条文に根拠を見出すことができるのに対して、③は、解釈による付与として位置付けることができる。こうして考えると、従来から管理機構人格説に対する批判として、破産管財人に対して法主体性があることを超えて、法人格まで認める点が挙げられているが<sup>80)</sup>、かかる批判の当否は、まずは管理機構人格説のいう法人格ないし法主体性の内実を明らかにすることから再検討されるべき問題であると思われる。すなわち、管理機構人格説のいう法人格概念は先に述べたように一般的意味における法人格とはやや異なるものとして、法人格と呼ぶか法主体と呼ぶかの違いはあるものの、その内実として、一般的な意味における権利義務の帰属主体としての法人格までを含意するかについて再考する必要があると解する。私見は、管理機構人格説は破産管財人の有する管理処分権を中心にその法主体性を構築する見解であり、そこに意図する法人格とは、一般的な用語例としての権利能力一般の帰属主体である法人格というよりは、「法主体性」の意味合いで捉えられるべきものである<sup>81)</sup>。以上の考察から、管理機構人格説に対して従来から主張されている批判のうち、明文の規定がないのに破産管財人に法人格を認めるべきではないといった批判は、必ずしも正鵠

---

80) 管理機構人格説が明文の規定なく法人格まで認めることに対する批判として、籠池・前掲注 3) 233 頁は、管理機構人格説に関して「管理機構人格説と職務説を比較すれば、両説は、破産財団自体に法主体性を認めず、破産管財人を、破産実体法上の権能を自ら能動的に行使する、破産者や破産債権者から独立した法主体として位置付ける点においては共通している」と指摘する。かかる指摘のように私見の理解する管理機構人格説における法主体の概念によれば、職務説との類似性が強調されることになろう。なお、籠池・前掲注 3) 234 頁は、管理機構人格説の問題点として、破産管財人に私人とは別の法人格を認める点を挙げる。

を射ていないものと考えられるのである。

### 3 財団債権の債務者をめぐる問題

管理機構人格説をめぐり、財団債権の債務者は誰かという問題が存在する。財団債権は、破産手続によらないで、他の債権に優先して破産財団から随時弁済を受けることができる（破産法2条7項、破産法151条）。財団債権の債務者を誰と解すべきかという問題は、従来、破産管財人の法的性格をめぐる学説と相俟って議論されてきた。今日主張されている管理機構人格説は、後に考察するようにその帰結として、破産債権の債務者は破産者であるとしつつも、財団債権の債務者は破産管財人であると説明する<sup>82)</sup>。この問題は、破産財団から全ての財団債権が完済されず破産手続が終了した場合、未払いの財団債権について破産者の責任を認めるべきかという問題<sup>83)</sup>として議論されていることから、この点についても考察の対象とする必要がある<sup>84)</sup>。

---

81) こうした点について、管理処分権（破産法78条1項）に加えて、双方未履行の双務契約における履行の選択権や解除権（破産法53条）、否認権（破産法160条以下）といった破産法上認められた特別の権能しか帰属せず、所有権や債権等の財産権が帰属しない法主体という点で特異な概念形成が行われているとの指摘がある（山本・前掲注3）72頁注10）。管理機構人格説という法主体性を私見の様に捉えれば、その様な法主体性の内実を指摘するものと解される。

82) 伊藤・前掲注4）557頁。

83) 破産手続が「終了」する場合には、破産管財人が選任された上で、破産財団の換価を経て、配当手続に至り、配当が終了し、手続を終結する場合とともに、破産手続より優先する他の手続（たとえば、再生手続や更生手続）の開始により、破産手続が中止され、再生計画認可決定の確定や更生計画認可決定によって破産手続が失効する場合（民事再生法39条1項、184条、会社更生法50条1項、208条）、財団不足による同時廃止（破産法216条1項）、異時廃止（破産法217条1項）により終了する場合があります、また破産債権者全員の同意を得た場合の同意破産手続廃止（破産法218条1項）により終了する場合があります（伊藤・前掲注1）692、693頁参照）。また、松下・前掲注3）58頁は、配当による終結（破産法220条）の場合には、原則として財団債権は完済されているはずであり、この問題は異時廃止または同時廃止の場合の問題であり、かつ、法人は破産手続の終了により原則として法人格が消滅するから、その場合の責任論を論ずるのは個人破産固有の問題であると指摘する。本稿も同様の観点から論ずるものである。

### (1) 財団債権の債務者は誰か

まず債務の帰属を認めるためには、当該債務者たる存在が法主体性（法人格）を有することが前提であると解すべきである。本稿では、破産財団自体に法主体性を認めることが妥当でないと解する以上、破産財団に財団債権の債務者たる地位を肯定することはできない。そこで、議論の核心は、財団債権の債務者を破産者とすべきか、破産管財人とすべきかという点にある。

先に指摘したように今日主張されている管理機構人格説は、その帰結として管理機構としての破産管財人が財団債権の債務者であり、破産財団が責任財産となるとする<sup>85)</sup>。管理機構人格説は、財団債権について独立した法主体性を有する破産管財人が管理処分権の対象である破産財団から財団債権の弁済を行うと説明することから、財団債権の債務者は破産管財人であると解することと親和性を有すると解される<sup>86)</sup>。もっとも、管理機構人格説は、破産手続開始決定後には、当該財産の管理処分権が破産管財人に帰属するもの（破産法 78 条 1 項）、破産財団所属財産は破産者に帰属すると説明する<sup>87)</sup>。このうち、破産財団所属財産の破産者への帰属を重視すれば、財団債権の債務者性を破産者に見い出す余地も生じ得るともいえよう<sup>88)</sup>。では、どのように考えるべきであろうか。

破産法は、財団債権とは、破産手続によらないで破産財団から随時弁済を受

---

84) 従来の学説につき、伊藤・前掲注 1) 310 頁。

85) 伊藤・前掲注 4) 557 頁。

86) 伊藤・前掲注 1) 310 頁。管理機構人格説と財団債権の債務者を破産管財人と解する見解の関係について、山本克己教授は、「管理機構人格説を採用することは、管理機構たる破産管財人を財団債権の債務者とするものの必要条件ではあっても（債務者であるためには法人格が必要である）、十分条件ではないように思われる」（山本・前掲注 3) 70 頁）と指摘する。この点につき、注 8) 参照。

87) 山本戸・前掲注 8) 80 頁、伊藤・前掲注 1) 203 頁。

88) 山本・前掲注 3) 71 頁は、「破産財団に属する財産が破産者に帰属すると説く管理機構人格説の立場を前提とするときには、債務の帰属主体と責任財産の帰属主体の分裂を招かない点で、破産者を財団債権の債務者とする構成のほうが、より自然であるように感じる」として、この様な考えの余地を認める。

けることができる債権であると定義し（随時弁済性。破産法2条7項）、財団債権は破産債権に先立って弁済すると定める（優先性。破産法151条）。また、破産財団が財団債権の総額を弁済するのに足りないことが明らかになった場合における財団債権の処理について、一定の財団債権が他の財団債権に対して優先する旨を定めている（破産法152条2項）。さらに、破産財団が財団債権の総額を弁済するのに足りないことが明らかになった場合における財団債権は、法令に定める優先関係にかかわらず債権額の割合により弁済することを定める（破産法152条1項）。実務上、財団債権の弁済にあたっては、破産財団所属財産の換価を通じて形成した破産財団の現状を踏まえ、当該請求権が破産法に照らし破産債権に優先する財団債権性を備えるものか否かを吟味検討し、破産管財人として承認するか否かを精査した上で、承認に際し裁判所の許可（破産法78条2項13号）を得ることが必要となる。これは法律知識と経験を有する破産管財人が善管注意義務（破産法85条1項）のもとで行う重要な破産手続遂行行為であるといえる<sup>89)</sup>。破産手続遂行中（破産手続開始決定から終了までの間）における随時弁済を行うべき財団債権の債務者は、この様な法的判断をなし得、かつ、破産財団の管理機構として法主体性を認められた破産管財人であると解するのが合理的であると考えられる。さらに、以下で各財団債権ごとに考察するように、個別の財団債権が認められた趣旨からも、財団債権の債務者を破産管財人と解すべき理由を見い出すことが可能である。この点については後述する。

## (2) 破産手続終了後の未払いの財団債権の取扱い

次に財団債権が未払いのまま破産手続が終了した場合の取扱いをいかに解すべきかという問題について考察する。

すでに検討したとおり、破産手続遂行中の財団債権の債務者は、独立した法主体性を有する破産手続上の管理機構である破産管財人と解すべきである。

---

89) 山本克己編著『破産法・民事再生法概論』（商事法務・2012年）146頁〔長谷部由起子〕は、財団不足かどうかの判断は破産管財人が行い、それには善管注意義務（破産法85条1項）が適用されることを指摘する。

もっとも、破産手続終了後は、もはや破産管財人という法主体を觀念できないことから、破産管財人を未払いの財団債権の債務者であると位置付けることは困難であるとする。そこで、破産手続終了後に未払いの財団債権の債務者を破産者と解することの当否が考察の対象となる<sup>90)</sup>。

この問題は、当該財団債権が認められた趣旨や根拠ごとに個別的にアプローチして考察する必要があると考える<sup>91)</sup>。結論として財団債権は、それぞれの趣旨や根拠に照らして、随時弁済性と破産財団の範囲で破産債権に対する優先性を認められたものであり、破産手続遂行中は、破産財団の管理機構として法主体性を有する破産管財人を債務者として破産財団を責任財産の限度とする物的有限責任の請求権であると解し、原則として未払いの財団債権について破産手続終了後に破産者が責任を負うことはないとするべきである。もっとも、破産法は、破産手続開始決定前の原因に基づく租税等の請求権のうち破産法148条1項3号で財団債権となる部分以外のもの（国税徴収法8条、破産法98条1項）、労働債権のうち破産法149条で財団債権となる部分以外のものを、それぞれ優先的破産債権とし（民法308条、破産法98条1項）、これらを非免責債権としている（破産法253条1項1号、5号）。このこととの均衡上、労働債権のうち財団債権としたもの（破産法149条）や租税債権のうち財団債権としたもの（破産法148条1項3号）については、破産法が（優先的）破産債権よりも高次の優先性を付与した財団債権部分に未払いが存在する場合は、破産手続終了後は、破産者を債務者として支払の責任が残存すると解さざるを得ないと考える。この様に解することは、これらの財団債権が破産法上の破産債権の定義に照らし、本来的には破産債権性を認め得ることとも整合性を有するといえる。

以下では、破産法上の財団債権は、講学上、破産法148条1項の規定に基づ

---

90) なお、この様な事態は、異時廃止または同時廃止の場合に生じ得るといえることにつき前掲注83)参照。

91) 松下・前掲注3) 61頁以下、山本・前掲注3) 80頁。なお、この問題に関する学説の対立を踏まえた考察として、片野三郎「財団債権の最終義務者」判タ830号（1994年）299頁、松下・前掲注3) 44頁。

く一般の財団債権と、それ以外の規定に基づく特別の財団債権に分けられていることから<sup>92)</sup>、破産法148条1項各号を中心に位置付け、各号の財団債権について考察し、このうち法的性質の類似性が認められる場合、適時、まとめて考察を進めることとする<sup>93)</sup>。

#### ① 破産法148条1項1号について

まず、破産債権者の共同の利益のためにする裁判上の費用の請求権（破産法148条1項1号）は、破産手続遂行上の破産債権者の共同の利益にかかわるものであり、共益費用としての性格<sup>94)</sup>を有する請求権である。たとえば、破産手続開始申立ての費用、破産手続上の公告の費用、債権者集会の費用、配当に関する費用などがこれに該当する<sup>95)</sup>。したがって、1号の財団債権の債務者は、債権者に対する配当の引当てである破産財団の管理機構として法主体性を有する破産管財人であると解すべきである。さらに、1号の財団債権は、その性質上、この引当てとなるのは破産財団であり、責任の範囲は総債権者の利益のため破産財団の範囲に限るという意味で物的有限責任であると解すべきである。したがって、破産手続終了後、1号の財団債権について未払いが存在していたとしても破産者が個人責任を負うことはない<sup>96)</sup>と考える。

---

92) 伊藤・前掲注1) 300頁参照。

93) なお、一般の財団債権と特別の財団債権の性質（破産法2条7項）は異なるものではないものの、一般の財団債権のうち破産法148条1項1号および2号によるものは、それ以外の一般財団債権や特別の財団債権に優先する（破産法152条2項）。三上・前掲注14) 204頁参照。

94) 松下・前掲注3) 61頁は、ある請求権が財団債権として扱われる中心的な根拠は、破産債権者の共同の利益にあるとし、これを共益性とした上で、この共益性に基づいて認められる財団債権は、破産債権者の共同の利益の帰属点である破産財団限りでの責任とするのが合理的であり、利益を享受していない破産者の責任を認めるべきではないと指摘する。この問題に関する基本的視座として、本稿もこの立場に賛成する。

95) 加藤・前掲注37) 275頁。

96) 松下・前掲注3) 61頁は、この点について破産者の個人責任を否定すべき財団債権についても、「破産者本人による任意弁済の余地は認めるべきであり、また財団債権に係る担保・保証・物上保証の効力は存続させるべきであろうから、財団債権は責任財産なき債権になる」とする。

## ② 破産法 148 条 1 項 2 号について

次に、破産財団の管理、換価および配当に関する費用の請求権（破産法 148 条 1 項 2 号）は、破産財団の維持、増殖に関するものや債権者が受ける配当に必要な費用である<sup>97)</sup>。破産財団の管理、換価等の利益の享受者は破産債権者全体であり、これに要した費用は、共益費用としての性格を有するということができる。したがって、1 号と同様、かかる費用の請求権に対応する財団債権は、破産管財人を債務者として理解すべきであり、総債権者の利益のため破産財団の範囲で負担すべき物的有限責任であると考えられる。よって、破産手続終了後に 2 号の財団債権について未払いが存在しても破産者が個人責任を負うことはないと解すべきである。

## ③ 破産法 148 条 1 項 4 号および同 4 項について

次に破産財団に関し破産管財人がした行為によって生じた請求権（破産法 148 条 1 項 4 号）および保全管理人が債務者の財産に関し権限に基づいてした行為によって生じた請求権（破産法 148 条 4 項）であるが、たとえば、破産管財人が第三者との間で破産財団に関して行った契約等の法律行為をした場合に相手方がもつ請求権がこれに該当する<sup>98)</sup>。このような請求権は、破産債権者全体の利益のために破産管財人が破産手続遂行過程で行った行為に起因して発生する以上、債権者全体が負担するのが公平であるといえる<sup>99)</sup>。よって、これらの財団債権の債務者は、破産財団の管理機構としての破産管財人であり、破

97) なお、2 号には、破産管財人の報酬の請求権（破産法 87 条 1 項）が含まれると解されていることから（伊藤・前掲注 1）301 頁、加藤・前掲注 37）276 頁など）、破産管財人を財団債権の債務者と理解すると、この点をいかに説明するかが論じられている。管理機構人格説の立場からは、破産財団の管理機構としての法主体性を有する破産管財人が破産財団を責任財産として、私人としての弁護士に対して報酬を支払うことになると説明する（伊藤・前掲注 4）564 頁）。

98) 伊藤・前掲注 1）303 頁参照。破産管財人の不法行為によって生じた被害者の損害賠償請求権も含むと解されている（加藤・前掲注 37）279 頁）。

99) なお、破産管財人の行為は通常、破産財団の管理や換価に伴いなされるものであることから、破産法 148 条 1 項 2 号によって財団債権とされることが多いといえる（伊藤・前掲注 1）303 頁）。



産財団を限度とする物的有限責任であると解すべきであり、破産手続終了後にこれらの財団債権について未払いが存在しても破産者が個人責任を負うことはないと解すべきである。

#### ④ 破産法 148 条 1 項 5 号について

次に事務管理または不当利得により破産手続開始後に破産財団に対して生じた請求権（破産法 148 条 1 項 5 号）である。これは、破産手続開始後に破産財団のためになされた事務管理に基づく費用償還請求権（民法 702 条 1 項）や破産財団に不当利得が生じたことによる返還請求権（民法 703 条）であり、いずれも事務管理や法律上の原因なき行為によって破産財団に利益や利得が生じている場合であるといえるから、これらの費用を公平の観点から財団債権としたものである<sup>100)</sup>。よって、破産財団の増殖により利益を受ける総債権者が負担すべく、破産財団の管理機構としての法主体性を有する破産管財人を債務者として破産財団を限度として弁済すべき物的有限責任の債務であると解すべきであり、この財団債権が未払いのまま破産手続が終了した場合でも破産者が個人責任を負うことはないと解すべきである。

#### ⑤ 破産法 148 条 1 項 6 号、同 7 号、同 8 号について

委任の終了または代理権の消滅の後、急迫の事情があるためにした行為によって破産手続開始後に破産財団に対して生じた請求権（破産法 148 条 1 項 6 号）、破産法 53 条 1 項の規定により破産管財人が債務の履行をする場合において相手方が有する請求権（同項 7 号）、破産手続の開始によって双務契約の解約の申入れ（破産法 53 条 1 項または 2 項の規定による賃貸借契約の解除を含む）があった場合において破産手続開始後その契約の終了に至るまでの間に生じた請求権（破産法 148 条 1 項 8 号）も破産財団の維持・増殖のために必要な費用であり、破産管財人が債権者全体のために行った行為によって相手方に生じた請求権であるといえ、総債権者の利益のための共益費用としての性格を有すると解する。したがって、これらの財団債権は、破産財団の管理機構として法主

---

100) 伊藤・前掲注 1) 304 頁。三上・前掲注 14) 202 頁。

体性を有する破産管財人が債務者であると解する。また、これらは破産財団の維持・増殖のための費用であり、その性質上、破産財団を上回る金額は予定されていないものといえ、破産財団の範囲でこれを引当てとして認められた物的有限責任であるとする<sup>101)</sup>。したがって、破産手続終了後にこれらの財団債権について未払いが存在していたとしても破産者が個人責任を負うことはないとするべきである。

#### ⑥ 破産法 148 条 1 項 3 号および同 149 条 1 項、同 2 項について

これらの租税債権や労働債権は、破産手続開始前の原因に基づいて生じた財産上の請求権（破産法 2 条 5 項参照）といえることから、破産法が用意した破産債権の定義に照らせば（破産法 2 条 5 項）、本来的には破産債権性を有するといえるものが、一定の範囲について政策的配慮から財団債権として認められたという点で共通する<sup>102)</sup>。この趣旨については、次のように理解することができる。すなわち、租税債権についていえば、租税債権はその性質上、もともと破産財団の内容である破産者の財産形成に伴う費用的な性格を有するものといえ、これについては破産財団から利益を得る破産債権者が共同で負担すべきものであるとする<sup>103)</sup>。また、労働債権についていえば、破産手続開始前 3 月間の破産者の使用人の給料の請求権（破産法 149 条 1 項）や破産手続終了前に退職した破産者の使用人の退職手当の請求権で退職前 3 月分の給料の総額に相当する額（破産法 149 条 2 項）については、破産手続開始直前の労務の提供が破産財団の形成や維持に強い関連性を有するといえ、破産財団から利益を受ける破産債権者の負担とすべき合理的理由があるとする（破産法 149 条 1 項、2 項）<sup>104)</sup>。この様な理解によれば、これら一定の範囲として財団債権

101) 山本和彦ほか『倒産法概説〔第 2 版補訂版〕』（弘文堂・2015 年）90 頁〔沖野眞己〕。

102) 立法の経緯につき、小川秀樹『一問一答新しい破産法』（商事法務・2004 年）189 頁以下。

103) 伊藤・前掲注 1) 302 頁は、「破産財団所属財産形成との牽連性」の強さを問題とする。同様の立場として、長島良成「財団債権・共益債権」園尾隆司＝多比羅誠編『倒産法の判例・実務・改正提言』（弘文堂・2014 年）236 頁。伊藤眞ほか編「新破産法の基本構造と実務」（ジュリスト増刊）（2007 年）326 頁〔伊藤眞発言〕。前掲・伊藤注 1) 727 頁。

性を認められた部分（破産法 148 条 1 項 3 号、同 149 条 1 項、2 項）については、破産財団により利益を受ける債権者が負担するのが公平であるといえよう。よって、これらの財団債権の債務者は、破産手続の遂行過程においては、破産財団の管理機構として法主体性を認められた破産管財人であると解すべきである。

しかし他方で、破産法がこれらの優先的破産債権部分を非免責債権として規定していること（破産法 253 条 1 項 1 号、5 号参照）との均衡を図る必要があるといえる。また、租税債権や労働債権は、破産手続開始決定前の原因に基づいて生じた財産上の請求権であるという点で（破産法 2 条 5 項参照）、本来的には破産債権性を有するといえ、破産債権の債務者は破産者であると解されるところ<sup>105)</sup>、これらについては、一定の政策的配慮から財団債権とされたという点を考慮する必要がある。よって、これらの未払いの財団債権部分についての残債務は、破産手続の終了によって法律上当然に破産者に帰属すると解すべきである<sup>106)</sup>。この様に解することについては、財団債権の債務者を破産管財人としたこととの整合性が問題となり得るが、財団債権の債務者が破産管財人であると解することができるのは、破産管財人が破産財団についての管理機構として独立した法主体たる地位を与えられた破産手続中に限られるというべきであろう。

#### ⑦ その他の財団債権について

その他の財団債権としては、破産財団に属する財産に関する訴訟や行政手続を破産管財人が受継し、当該訴訟等で破産管財人が敗訴した場合の相手方の訴訟や行政手続の費用償還請求権（破産法 44 条 3 項、46 条）は、破産法 148 条 1 項 4 号の趣旨と同じく、破産債権者全体の利益のために破産管財人が行った行為によって生じた請求権であるといえるから、破産債権者全体がこれを負担すべきであり、破産財団についての管理機構たる破産管財人が債務者であり、破

---

104) 伊藤・前掲注 1) 307 頁。

105) 伊藤・前掲注 1) 203 頁は、管理機構人格説の立場から、破産債権の債務者は破産者である旨指摘する。

産財団を限度とする物的有限責任であると解すべきである。また、民事再生手続や会社更生手続といった再建型倒産手続が先行した場合の先行した他の手続の費用等（民事再生法 252 条 6 項）については、先行手続が全債権者のために行われたことに照らし、手続の一体性を確保して先行する手続から破産手続への移行を円滑にする趣旨で、財団債権性を付与されたものである<sup>107)</sup>。よって、他の財団債権と同様、破産手続遂行中は、破産管財人を債務者とする破産財団を限度とする物的有限責任であると解すべきであり<sup>108)</sup>、これらの財団債権について破産手続終了後に未払いが存在していたとしても破産者が個人責任を負

106) 山本ほか・前掲注 101) 90 頁〔沖野眞巳〕は、租税債権や労働債権など政策上の財団債権は、破産者を債務者とする債権と解すべきであろうとする。しかし、この様に解すると財団債権の中に破産管財人を債務者とする債権と破産者を債務者とする債権が混在することになる。私見は、あくまでも財団債権の債務者は破産管財人であると解した上で、租税債権や労働債権の財団債権部分のうち破産手続終了後に残存した部分については、破産手続終了後は、破産者が債務者となると解するものである。なお、私見に対しては、この様に解すると破産手続終了後に未払いの財団債権について、非免責債権以外にも破産者に一定の債務が存続する結果を導くこととなり、破産者の経済的再起更生を妨げるのではないか、との問題がある（伊藤・前掲注 1) 727 頁参照）。伊藤・前掲注 4) 559 頁は、価値判断の問題とされながらも、「一旦財団債権となり、優先的破産債権も含む他の破産債権に先立って、破産手続によらない弁済を受ける地位を与えながら、なお破産者を債務者とし、破産者の自由財産に対する権利行使を認めるのであれば、破産債権部分も非免責債権とされることを考え合わせると、個人破産者の経済生活の再生（破産法 1 条）にとって過大な桎梏となろう。」と指摘する。破産法上、財団債権は免責の対象とされていないこと（破産法 253 条 1 項柱書本文、2 条 5 項）を含め破産手続終了後に残存した財団債権部分の取扱いについては、立法的手当ての要否も含めて、破産者の経済的再起更生の機会の確保という免責制度の趣旨に照らし、さらに検討すべき課題であると考えている。

107) 伊藤・前掲注 1) 309 頁。

108) なお、松下淳一教授は、たとえば、個人である再生債務者が再生手続係属中に故意または重過失で起こした交通事故から発生する人損にかかる損害賠償請求権（民事再生法 119 条 2 号）など、再生手続における共益債権の中には公益性を觀念し難いものが含まれているとして、破産手続においても非免責債権とされていること（破産法 253 条 1 項 3 号）との均衡から、移行後の破産手続が終了した場合、未払いが残存していれば、これについては破産者本人が責任を負うべきであると指摘する（松下・前掲注 3) 63 頁）。公益性の有無を緻密に指摘する分析として、賛成する。

担すべきではないと解する。

#### ⑧ 小括

以上から、破産手続遂行中の財団債権の債務者は、破産財団について独立した管理機構としての法主体たる地位を有する破産管財人であり、財団債権が未払いのまま破産手続が終了した場合であっても原則として財団債権は破産財団を物的有限責任とする請求権であるから、未払分について破産者が負担すべき理由はないと解すべきである。もっとも、例外として租税債権と労働債権については、破産債権が非免責債権とされていることとの均衡、およびこれらの請求権が破産手続開始決定前の原因にもとづき発生した財産上の請求権であり（破産法2条5項参照）、本来、破産債権としての性質を有することに照らし、破産手続終了後に未払いの財団債権が存在した場合には、破産者が責任を負うべきものと考え<sup>109)</sup>。

#### 第4 まとめに代えて

以上のとおり、破産管財人の法的地位をめぐり、破産手続の内部的法律関係について、従来の学説を概観し、主張と反論を検討した。また、この問題に関する今日の通説的見解である管理機構人格説について、これに対する批判を踏まえて考察を加えた。本稿でも論じたとおり、著者は、今日の批判を踏まえながらもなお、管理機構人格説を妥当であると考え、管理機構人格説に立脚しつつも、その帰結とされた破産管財人の法人格ないし法主体性の内実や財団債権の債務者といった問題について、より立ち入って考察すべき必要性を認識し、これらの点について管理機構人格説の再定位を試みたものである。

さらに、本稿でも垣間見たとおり、破産管財人の法的地位をめぐる学説の中

---

109) この様に解したとしても個人の破産者に支払の原資となる財産が存在することを期待することは、事実上困難な場合が多く、新得財産は別としても執行対象資産があるとは考えにくいことがほとんどであろうとして、実務的観点を指摘するものとして長島・前掲注103) 236頁)。

にあって、従来、比較的十分な考察の対象とされてこなかった法定信託（受託者）説を再評価した上で、信認関係（fiduciary relation）を基軸とする信託法理の展開という観点から再構成する必要性を感じている。私見は、法定信託（受託者）説を、対立する見解として理解されてきた管理機構人格説の一正当化根拠として、また、破産財団の管理機構として独立した法主体性を有する破産管財人の法的地位を基礎付ける見解として位置付けるべきであると考えている。かかる観点から、より詳細に法定信託（受託者）説に光を当て、破産手続の内部関係における破産管財人の法的地位の信託的構成に関する考察を深めていきたい。

以上

#### [追記]

三上威彦教授には、筆者が慶應義塾大学法学部法律学科の3年次に石川明教授の研究会（ゼミナール）に入会した当時、研究会の先輩である三上教授がサブゼミなどをご担当なされ、我々の期を指導されていたことをご縁に、今日まで30年以上にわたりご指導を頂いている。ここに、これまでの御指導に対し深く感謝を申し上げますとともに、先生の益々のご活躍を祈念する次第である。